

令和元年度 中部地方整備局 ダム事業費等監理委員会及び部会

日時: 令和元年8月21日 14:00～17:00

場所: 名古屋ダイヤビル2号館222会議室

【議事次第】

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 開 会 | 14:00～ |
| 2. 挨拶 | |
| 3. ダム事業費等監理委員会 | 14:05～ |
| 1) 委員会の枠組の変更について | |
| 2) 委員会規則(案)及び部会運営要領(案)について | |
| 3) 監理すべき主たる項目等について | |
| 4. ダム事業費等監理部会 | |
| 1) 新丸山ダム建設事業部会 | 14:30～ |
| 説明 | (20分) |
| 質疑応答 | (20分) |
| 2) 設楽ダム建設事業部会 | 15:10～ |
| 説明 | (20分) |
| 質疑応答 | (20分) |
| 3) 三峰川総合開発事業部会 | 16:00～ |
| 説明 | (15分) |
| 質疑応答 | (15分) |
| 4) 天竜川ダム再編事業部会 | 16:30～ |
| 説明 | (15分) |
| 質疑応答 | (15分) |
| 5. 閉会 | 17:00 |

従前の枠組(平成30年度まで)

- ・ダム事業は事業の特殊性、社会情勢から、一層のコスト縮減、工期短縮が求められているところ。
- ・平成20年度から事業毎にダム事業費等監理委員会を設置して意見をいただいているところ。

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領 (平成23年10月3日改訂)

新丸山ダム 事業費等監理委員会 運営要領

新丸山ダム 事業費等監理委員会

【委員】

- ・学識経験者6名(共通)
- ・岐阜県河川課長
- ・愛知県河川課長
- ・三重県防災砂防課長
- ・関西電力(株)

丸山・笠置改良工事所長

【事務局】

- ・事務所工務第1課

設楽ダム 事業費等監理委員会 運営要領

設楽ダム 事業費等監理委員会

【委員】

- ・学識経験者6名(共通)
- ・愛知県土地水資源課長
- ・愛知県河川課長
- ・愛知県企業庁水道計画課長

【事務局】

- ・事務所工務課

天竜川ダム再編 事業費等監理委員会 運営要領

天竜川ダム再編 事業費等監理委員会

【委員】

- ・学識経験者6名(共通)
- ・静岡県河川砂防局長
- ・電源開発(株)
中部支店長代理兼
土木グループリーダー

【事務局】

- ・事務所開発工務課

三峰川総合開発 事業費等監理委員会 運営要領

三峰川総合開発 事業費等監理委員会

【委員】

- ・学識経験者6名(共通)
- ・長野県河川課長
- ・長野県企業局電気事業課長

【事務局】

- ・事務所工務課

新たな枠組(令和元年度から)

【委員会】

- ・統一的な考え方のもと、各事業の監理を行っていくため、委員会において、効率的な事業執行を図るための監理項目及び管理手法について、意見を聴取。
- ・併せて、委員会では、事業の執行状況を効果的に発信するための方策についても助言。

【部会】

- ・委員会で定めた項目、手法等をもって、各部会にて事業の実施状況について確認。

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会(規則)

【委員】 有識者6名(部会委員兼任)

【事務局】 中部地方整備局河川部

新丸山ダム建設事業 部会(要領)

【委員】
有識者6名(共通)

【構成員】
岐阜県河川課長
愛知県河川課長
三重県防災砂防課長
関西電力(株)
丸山・笠置改良工事所長

【事務局】
新丸山ダム工事事務所

設楽ダム建設事業 部会(要領)

【委員】
有識者6名(共通)

【構成員】
愛知県河川課長
愛知県水資源課長
愛知県企業庁
水道計画課長

【事務局】
設楽ダム工事事務所

天竜川ダム再編事業 部会(要領)

【委員】
有識者6名(共通)

【構成員】
静岡県河川砂防局長
電源開発(株)
中部支店長代理兼
土木グループリーダー

【事務局】
浜松河川国道事務所

三峰川総合開発事業 部会(要領)

【委員】
有識者6名(共通)

【構成員】
長野県河川課長
長野県企業局
電気事業課 参事兼課長

【事務局】
三峰川総合開発工事事務所

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会 委員会規則（案）

第1条（総則）

本規則は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会」（以下、委員会という。）を設置、運営するにあたり必要な事項を定めるものである。

第2条（目的）

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであることから、事業者として一層のコスト縮減、工期遵守が求められる。そのため、建設段階にあるダム事業の事業執行において事業費及び工程管理の充実を図るため、ダム建設事業の実施方針及び各事業に共通する監理すべき主たる項目等について、有識者の意見を聴取することを目的とする。

第3条（委員会の事務等）

委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 一 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理項目
 - 二 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理手法
- 2 建設段階にあるダム事業の事業執行状況等を効果的に発信するための方策について助言する。

第4条（委員会の組織）

委員会は、別紙の土木技術、社会経済、マスコミ情報等の有識者をもって組織する。

第5条（委員の委嘱等）

委員会の委員は、中部地方整備局が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、本規則第9条第1項一から四の各部会の委員を兼ねるものとする。

第6条（委員の任期等）

委員の任期は委嘱のあった日から4年後の年度末までとし、再任は連続3期までとする。

第7条（委員長）

委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長代理として委員長の職務を代理する。

第8条（委員会の開催）

委員会は、必要に応じて中部地方整備局の要請により、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、非公開で開催する。

第9条（部会の設置）

委員会には、本則第3条第1項一及び二に関して事業の実施状況を確認するため、次の一から四の部会を置く。

- 一 新丸山ダム建設事業部会
- 二 設楽ダム建設事業部会
- 三 天竜川ダム再編事業部会
- 四 三峰川総合開発事業部会

- 2 部会の組織、運営等必要な事項については、別に定める中部地方整備局ダム事業費等監理部会運営要領による。

第10条（情報公開）

委員会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
- 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
- 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
- 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
- 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
- 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの

- 2 委員の氏名及び所属は公表するものとする。

第 1 1 条（委員会事務局）

委員会事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部に置く。

第 1 2 条（雑則）

本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

附 則

本規則は、令和 年 月 日から適用する。

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会
委員名簿

区分	分野	氏名	所属
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授

(五十音順、敬称略)

中部地方整備局ダム事業費等監理部会 部会運営要領（案）

第1条（総則）

本要領は、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会規則（以下、規則という）第9条に基づき部会を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条（目的）

部会は、規則第3条第1項一及び二に基づき事業の実施状況を確認し、意見をすることを目的とする。

第3条（部会の事務等）

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他

第4条（部会の組織）

部会は、別紙の中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員（以下、委員という。）、ダム事業毎の関係行政機関及び利水者等（以下、構成員という。）をもって組織する。

第5条（部会長）

部会には部会長を置き、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員長（以下、委員長という。）が部会長を務めるものとする。

- 2 部会長は、部会の事務を掌握し、議事を進行する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会長の指名する者を部会に招請し、意見を求めることができる。
- 4 部会長に事故あるときは、規則第7条第3項により委員長が指名する委員が部会長の職務を代理する。

第6条（部会の開催）

部会は、原則として毎年度1回を開催するものとし、中部地方整備局の要請により、部会長が招集する。

- 2 部会は、本要領第4条により組織される委員の過半数かつ構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、関係行政機関、利水者等の構成員は代理出席を可能とする。
- 3 部会は、非公開で開催する。

第7条（情報公開）

部会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き原則公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員及び構成員の氏名及び所属は公表するものとする。

第8条（部会事務局）

部会事務局は、ダム事業担当する次の一から四の事務所に置く。

- 一 新丸山ダム工事事務所 （新丸山ダム建設事業部会）
- 二 設楽ダム工事事務所 （設楽ダム建設事業部会）
- 三 浜松河川国道事務所 （天竜川ダム再編事業部会）
- 四 三峰川総合開発工事事務所 （三峰川総合開発事業部会）

第9条（雑則）

本要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定めることができる。

附 則

本要領は、令和 年 月 日から適用する。

新丸山ダム建設事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委 員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	すずき こういちろう 鈴木 宏一郎	岐阜県県土整備部河川課長
		おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		おおえ ひろし 大江 浩	三重県県土整備部防災砂防課長
	利水者等	しまだ りゅういち 嶋田 隆一	関西電力(株)水力事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長

(順不同、敬称略)

設楽ダム建設事業部会 名簿

区分	分野	氏名	所属
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	おかじま みつのり 岡島 充典	愛知県建設局河川課長
		くわはら よしたか 桑原 良隆	愛知県建設局水資源課長
	利水者等	つかはら やすひと 塚原 康仁	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

天竜川ダム再編事業部会
名簿

区分	分野	氏名	所属
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	おおた ひろふみ 太田 博文	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	利水者等	ほしの まさし 星野 仁	電源開発(株)中部支店長代理兼土木グループリーダー

(順不同、敬称略)

三峰川総合開発事業部会
名簿

区分	分野	氏名	所属
委員	マスコミ	いのうえ じゅん 井上 純	中日新聞社／論説委員
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学大学院経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	よしかわ たつや 吉川 達也	長野県建設部河川課長
	利水者等	あおき ちあき 青木 千明	長野県企業局電気事業課 参事兼課長

(順不同、敬称略)

【昨年度からの変更点】

・ダム事業の必要性が現社会情勢においても変化がないかを確認する項目を追加。

1. 事業の概要

- 1) 流域の概要・**現状**.....
- 2) 事業の目的及び計画内容.....
- 3) 事業の経緯.....
- 4) 全体工程.....
- 5) 事業の進捗状況.....

2. 平成30年度予算

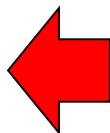
- 1) 実施内容.....
- 2) 事業実施箇所.....
- 3) 個別説明.....
 - (1) ○○工事.....
 - (2) ○○補償.....

3. 令和元年度予算

- 1) 実施内容.....
- 2) 事業実施箇所.....
- 3) 個別説明.....
 - (1) ○○工事.....
 - (2) ○○調査.....

4. コスト縮減

5. ○○ダムにおける取組み.....



目次に流域の現状という項目を追加

説明資料

①地域開発の状況(流域周辺の主要交通網、人口)

木曾川流域内は、名神高速道路等の高速道路、JR東海道新幹線等、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。

氾濫原内市町村の人口は近年大きな変化はなく、東海環状自動車道、リニア中央新幹線(令和9年開業予定)等の整備により、地域開発や市街化が進むことが予想される。



※河川整備計画の目標規模の大雨が降ったことにより想定される浸水想定区域 4

流域の人口や経済状況等の変化を説明

主な項目	主な内容
1. 計画・設計段階での見直し	
1) 事業計画の見直し	計画の前提条件を変更することによる縮減
2) 設計条件の見直し	付替道路の線形や施設計画等の最適化を図ることによる縮減
3) 技術革新への対応	プレキャスト製品の採用等、技術革新に対応した設計を行うことによる縮減
4) 各種調査の見直し	各種調査の最適化を図ることによる縮減
5) 地質条件の把握	詳細な地質調査により設計の最適化を図ることによる縮減
2. 工事施工段階での見直し	
1) 事業間連携	他事業と連携した施工を行うことによる縮減
2) 新技術の採用	ICT技術の活用等、施工効率の向上を図ること等による縮減
3) 現場条件の把握	現場条件に対応した施工の最適化を図ることによる縮減
3. 維持管理段階での最適化	
1) 維持管理の効率化	維持管理の合理化、効率化を図ることによる縮減
2) L C C の低減	供用期間中の更新費用を考慮した設計を行うことによる縮減
4. その他	
1) 事業全体の効率化	PPP等の導入等、事業実施効率の向上を図ることによる縮減